

大磯町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

大磯町公共下水道使用料条例（平成3年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表1（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表1（第3条関係）

2月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	
一般汚水	16立方メートルまでの分 1,516円	16立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	109円
		40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分	117円
		60立方メートルを超え 80立方メートルまでの分	133円
		80立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	147円
		100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	161円
		200立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	183円
		1,000立方メートルを超え 2,000立方メートルまでの分	204円
		2,000立方メートルを超える分	226円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 6円		

別表2（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表2（第3条関係）

1月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	
一般汚水	8立方メートルまでの分 758円	8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	109円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	117円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	133円
		40立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	147円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	161円
		100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	183円
		500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	204円
		1,000立方メートルを超える分	226円
		公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 6円

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、同年6月30日以前に係る使用料については、なお従前の例による。

平成24年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄